

➤ 自動車リサイクル法の概要

◆ 目次

項目	ページ
はじめに	2
自動車リサイクル法について	
(1) 用語の定義	3
(2) 自動車リサイクル法の概要	6
(3) 自動車リサイクル法の対象自動車	7
(4) 自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係	8

◆ はじめに

使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであることから、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきました。

ところが、鉄スクラップ価格の低迷に伴い使用済自動車の処理による利益が低下してきたこと、この最終処分場容量の不足に伴い「シュレッダーダスト」の処分費用が高騰してきたこと、カーエアコンに冷媒として充填されている「フロン類」が回収処理されないとオゾン層破壊や地球温暖化問題を引き起こす要因となってしまうこと、自動車解体作業において「エアバッグ類」を処理する際に専門的技術が必要とされることなどから、廃車の不法投棄・不適正処理に伴う環境汚染について懸念が生じていました。

このような背景を踏まえ、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けるために、「シュレッダーダスト」「フロン類」「エアバッグ類」の処理を補うための「リサイクル料金の預託」、使用済自動車を適正な処理ルートに乗せるための「引取り・引渡し義務」、使用済自動車に適正に処理されていることを確認するための「電子マニフェストシステム」の導入等を定めた「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が、平成17年1月から施行され、使用済自動車のリサイクル・適正処理が図られています。

この手引きは、自動車リサイクル法の内容を理解していただくとともに、同法に基づく船橋市における手続きについて解説したものです。

自動車リサイクル法や関連する法令の目的を十分理解し、使用済自動車の適正な処理にご協力くださいますようお願いいたします。

◆ 自動車リサイクル法について

(1) 用語の定義

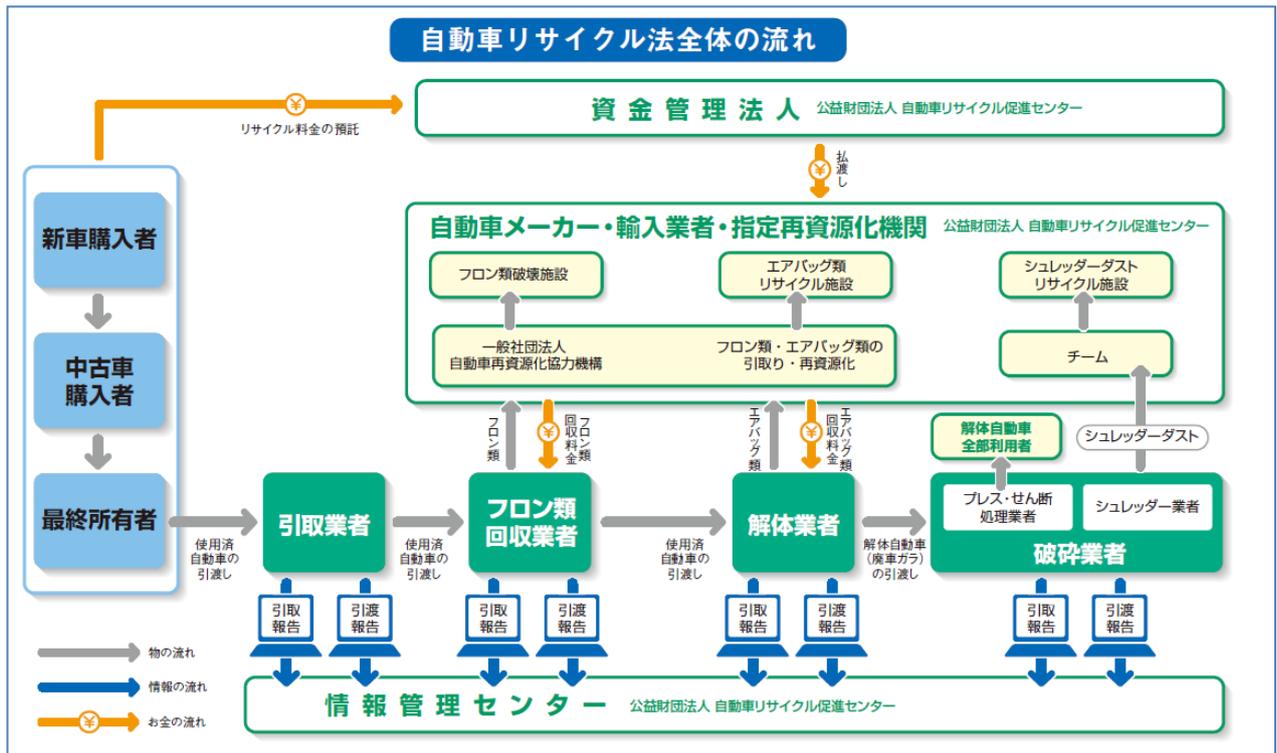
自動車	<p>基本的には道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車。 ※ 自動車に該当しない例外もありますので、詳細は「(3)自動車リサイクル法の対象自動車」を参照してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>道路運送車両法第2条第2項（抜粋） 「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。</p> </div>
使用済自動車	<p>自動車であって、倉庫としての使用など、運行以外の用途への使用を含み、その使用を終了したもの。</p>
解体自動車	<p>使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離・回収した後に残存するもの。 ※ プレス・切断・破碎等を行う前のもの。</p>
特定再資源化等物品	<p>再資源化等を行うために、自動車製造業者等による回収が義務付けられている物品。 <u>シュレッダーダスト</u>、<u>エアバッグ類</u>及び<u>フロン類</u>が該当します。</p>
シュレッダーダスト	<p>解体自動車を破碎し、金属その他の有用なものを分離・回収した後に残存するもの。 再資源化が難しく最終処分されてきましたが、処分費用の高騰により不法投棄等の不適正処理が懸念されており、回収することが義務付けられています。 ※ 自動車リサイクル法では「<u>自動車破碎残渣</u>」といいます。</p>
エアバッグ類	<p>自動車に搭載されているエアバッグやシートベルト等「<u>指定回収物品</u>」として、自動車リサイクル法で指定されています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>指定回収物品</p> <p>①から③のいずれにも該当するもの。</p> <p>① 当該自動車在使用済自動車となった場合において、解体業者が当該使用済自動車から当該物品を回収し、これを自動車製造業者等に引き渡してその再資源化を行うことが、当該使用済自動車の再資源化を適正かつ円滑に実施し、かつ、廃棄物の減量及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもの</p> <p>② 当該物品の再資源化を図る上で経済性の面における制約が著しくないと認められるもの</p> <p>③ 当該自動車在使用済自動車となった場合において、当該物品の再資源化を図る上でその物品の設計又はその部品若しくは原材料の種類が重要な影響を及ぼすと認められるもの</p> </div>

フロン類	<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン類法」という。）第2条第1項に規定するフロン類。</p> <p>フロン類法第2条第1項（抜粋） 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第2条第1項に規定する特定物質（「CFC」及び「HCFC」）であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項第4号に掲げる物質（HFC）</p>
再資源化等	<p>①～③のいずれかに該当する行為。</p> <p>① 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品を原材料又は部品等、製品の一部として利用することができる状態にする行為</p> <p>② 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを、熱を得ることに利用することができる状態にする行為</p> <p>③ フロン類法第69条第4項の規定によるフロン類の破壊</p> <p>フロン類法第69条第4項 フロン類の破壊を受託したときは、フロン類の破壊に関する基準に従って、当該フロン類を破壊しなければならない。</p>
リサイクル料金	<p>特定再資源化等物品を適正に処理するために、自動車を購入する際に預託される料金。</p>
自動車製造業者等	<p>自動車の製造等を業として行う者。</p> <p>自らが製造又は輸入した自動車が使用済となった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッターダストを引き取り、再資源化等を行う。</p> <p>解体業者又は破砕業者に委託して解体自動車の全部再資源化を行うことができる。</p> <p>※ 「製造等」とは、次の行為を指します。</p> <p>① 自動車を製造する行為</p> <p>② 自動車を輸入する行為</p> <p>③ ①、②に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為</p>
自動車所有者	<p>使用済ではない自動車を所有している者。</p> <p>※ 自動車を取得する際にリサイクル料金を負担します。</p> <p>※ 自動車が使用済となった場合に、引取業者に引き渡します。</p>
関連事業者	<p>引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破砕業者の総称。</p>
引取業者	<p>自動車の所有者から使用済自動車の引取りを行う事業を行うことについて、自動車リサイクル法の登録を受けた者。</p> <p>自動車所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡す、リサイクルルートに乗せる入口の役割。</p> <p>※ 詳細は「引取業について」を参照してください。</p>

フロン類回収業者	<p>：使用済自動車に搭載されているエアコンからフロン類の回収を行う事業を行うことについて、自動車リサイクル法の登録を受けた者。</p> <p>※ フロン類を適正に回収し、回収したフロン類を自ら再利用する場合を除き、自動車製造業者等に引き渡します。</p> <p>※ 自動車製造業者等にフロン類の回収量に応じた回収費用を請求し、受け取ることができます。</p> <p>※ 詳細は「フロン類回収業について」を参照してください。</p>
解体業者	<p>使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業を行うことについて、自動車リサイクル法の許可を受けた者。</p> <p>使用済自動車の解体を適正に行い、エアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡します。</p> <p>※ エアバッグ類については、取り外さずに自動車製造業者等から委託を受けて車上作動処理することもできます。</p> <p>※ 自動車製造業者等にエアバッグ類の回収量に応じた回収費用を請求し、受け取ることができます。</p> <p>※ 詳細は「解体業について」を参照してください。</p>
破砕業者	<p>解体自動車の破砕及び破砕前処理（圧縮・切断等）を行う事業を行うことについて、自動車リサイクル法の許可を受けた者。</p> <p>解体済自動車の破砕を適正に行い、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡します。</p> <p>自動車製造業者等にシュレッダーダストの回収量に応じた回収費用を請求し、受け取ることができます。</p> <p>※ 詳細は「破砕業について」を参照してください。</p>

(2) 自動車リサイクル法の概要

自動車リサイクル法では、下図のように物品・金銭・情報の流れを定めており、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図っています。



自動車リサイクル法における物・金・情報の流れ

(出典：一般社団法人自動車再資源化協力機構 HP)

① 使用済自動車の流れ

「**拡大生産者責任**」の考え方にに基づき、自動車製造業者等が自ら製造・輸入した自動車在使用済となった場合に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類を引取ってリサイクル（フロン類は破壊）を行う義務を負います。

関連事業者は全て、事業を行う都道府県又は政令市等の登録・許可制となり、役割分担の下、使用済自動車等の引取り・引渡し義務や一定の行為義務を負っています。

② リサイクル料金等の流れ

リサイクル料金は、再資源化等の料金、情報管理料金、資金管理料金で構成され、自動車所有者にその負担を求めており、**新車購入時**に資金管理法人（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に預託することになっています。

リサイクル料金は各自動車製造業者等が定めており、各車両の車種や装備等によって異なります。また、最終所有者や関連事業者間での使用済自動車等の引取り・引渡し料金については、当事者間で決定することとなります。

再資源化等を行う事業者は、処理量に基づき、資金管理法人にリサイクル料金の払い渡しを請求し、処理料金を得ることができます。

また、リサイクル料金が預託されている自動車を中古車として輸出した場合など、リサイクル料金を預託しておく必要がない場合には、リサイクル料金が返還される仕組みがあります。

③ 情報の流れ

電子マニフェスト制度を導入し、使用済自動車等が各工程の事業者間で適切に引取り、引渡しされていることを確認できるシステム（[自動車リサイクルシステム](#)）を、情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）が構築しています。

登録・許可を受けている各関連事業者が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際に、その旨を情報管理センターにパソコン等からインターネット上で報告する制度で情報を一元的に管理しています。

(3) 自動車リサイクル法の対象自動車

① 対象となる自動車

自動車リサイクル法の対象となる自動車は、**次に掲げるものを除く全ての自動車**です。
なお、トラック・バス等の大型車、ナンバープレートの付いていない構内車等も含むので注意してください。

<対象外の自動車>

- ◆ 被けん引車
 - ◆ 二輪車
 - ◆ 大型特殊自動車、小型特殊自動車
 - ◆ その他政令で定めるもの
- ※ 農業機械、林業機械、スノーモービル、公道を走らないレース用自動車、自衛隊の装甲車、公道を走らない自動車製造業者等の試験・研究用途車、ホイール式高所作業車、無人搬送車など

② 対象とならない架装物

対象となる自動車のうちでも次に掲げる架装物部分については、破砕業者で処理されることが少なく、載せ替えや別用途での利用などにより再利用される場合も多い等の理由から、シュレッダーダスト、カーエアコン用フロン類及びエアバック類に焦点をあてている自動車リサイクル法においては対象外としています。

<対象外の架装物>

- ◆ 保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の搭載装置
- ◆ コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置
- ◆ 土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置
- ◆ トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置

- ※ これらの架装物がキャブ付きシャシ部分と一緒に解体される場合には、架装物部分は自動車リサイクル法の外での対応ということになります。
そのため、自動車リサイクル法の登録・許可業者には法律上の引取義務はなく、シュレッダーダスト分のリサイクル料金の対象にもなりません。
この場合は、一般的な廃棄物処理法上のルールに従って処理がなされることになるので注意してください。

(4) 自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係

自動車リサイクル法に特別な定めがある場合を除いては、**使用済自動車、解体自動車等は廃棄物**とみなされ、廃棄物処理法の規定が適用されます。

また、業の名義貸し禁止の規定は、この法律にはありませんが、廃棄物処理法の規定が適用され禁止されています。

その他、自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係の具体例は次のとおりです。

① 廃棄物としての扱い

使用済自動車等（使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、エアバック類）は、自動車リサイクル法の規定により、その**金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物**として扱われることとなります。

※ 取り外した部品等や電炉会社等に引き渡される解体自動車（廃車ガラ）については、一般的な廃棄物処理法の考え方に基づく判断を受けることとなります。

② 運搬・処理の扱い

自動車リサイクル法の登録・許可業者については、自らが行う引取又は引渡しに係る使用済自動車等の運搬・処理であって、**下表に該当する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要**となります。

また、事業所所在地で登録・許可を受けていれば、事業所が所在する都道府県の外でも収集運搬が可能です。

※ 廃棄物処理法に基づく**廃棄物処理基準等には従わなければなりません**。

廃棄物処理基準等については「[廃棄物の処理基準等について](#)」をあわせてご確認ください。

引 取 業 者	①自動車の最終所有者から使用済自動車を引取る場合 ②次の工程であるフロン類回収業者若しくは解体業者に使用済自動車を引き渡す場合
フロン類回収業者	①引取業者から使用済自動車を引取る場合 ②次の工程である解体業者に使用済自動車を引き渡す場合
解 体 業 者	①引取業者、フロン類回収業者から使用済自動車を引取る場合 ②他の解体業者又は破砕業者に使用済自動車を引き渡す場合 ③回収したエアバック類を自動車製造業者等に引渡す場合 ④使用済自動車又は解体自動車の処分を行う場合
破 砕 業 者	①解体業者、破砕業者（前処理）から解体自動車を引取る場合 ②他の破砕業者に解体自動車を引渡す場合 ③自動車製造業者等に自動車破砕残さを引渡す場合 ④解体自動車の破砕前処理又は破砕処理を行う場合

③ 委託契約について

登録・許可業者は、次の工程となる登録・許可業者に使用済自動車を引渡す義務がありますが、自社運搬の場合は廃棄物処理法に基づく委託契約書締結義務はありません。

また、この場合には、使用済み自動車の引取り・引渡しについては、自動車リサイクルシステムにおける電子マニフェストシステムにより管理されます。

※ 委託契約書の自主的な締結は可能です。

また、次工程への使用済自動車等の運搬を他者に委託して行う場合には、廃棄物処理法の一般廃棄物収集運搬業の許可又は産業廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者に委託する必要があります。

※ 産業廃棄物である場合、廃棄物処理法上のマニフェストは不要ですが、廃棄物処理法上の委託契約書の締結は必要です。

※ 自動車リサイクル法の登録・許可業者であっても使用済自動車以外の廃棄物を扱う場合には、廃棄物処理法による処理業の許可が必要です。